

第 3 回 小諸市自治基本条例ワーキンググループ

1. 第 2 回 ワーキンググループでの検討内容から

基本理念

ワーキンググループ及び委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>1 総合的まちづくり型の条例を定めることから、小諸市の<u>市民憲章</u>に謳われている市民としての心構えと理念を生かし、条例制定の背景、まちづくりの行動理念、条例を提案する決意など基本理念を記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定の背景「分権型社会における住民自治の課題、目指す自治の姿。」 ・まちづくりの行動理念「<u>市民自らがまちづくりの主体としての自覚と行動、協働のまちづくり。</u>」 ・条例提案の決意「<u>新たな自治の仕組みとして、市民主体のまちづくりを推進。</u>」 <p>2 前文は条例の基本的な趣旨や条例制定への思いを明らかにするもので、条例全般にわたるよりどころとなるものです。したがって、<u>理念(根本的な考え)</u>は前文に盛り込むのが適当と考えます。</p> <p>今、地方自治制度の大きな改革の流れの中で、自治体はそれぞれ独自の創意工夫により、自己決定、自己責任による自治を充実させていくことが求められています。その実現のためには、<u>市民一人ひとりが主体</u>となって、役割を分担し、自らの責任を果たし、協力しなければなりません。</p> <p>また、多様な個性を持った人々が、<u>お互いの人権を尊重</u>しながら、持てる力を十分に発揮し、個性豊かな地域社会を築いていくことが大切です。そして、健康で快適かつ安全安心に暮らすことができる、自然豊かな口ハスなまち小諸を守り育て、次代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>私たちは、一人ひとりを尊重し、<u>自らの意思と責任に基づいて主体的に行動</u>することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、小諸市自治基本条例を定めます。</p>	<p>(前文)</p> <p>私たちの小諸市は、雄大な浅間山に抱かれ、千曲川の清流をのぞむ自然豊かなまちです。そして、この豊かな自然の中で先人たちのたゆまぬ努力により歴史、文化が守り育てられ、多様で個性豊かな地域社会が築かれてきました。</p> <p>私たちはかけがえのない地域資源を大切にし、経済の発展との調和を図りながら「<u>生きがい</u>」、「<u>働きがい</u>」、「<u>住みがい</u>」のある地域社会を創り次の世代に引き継がなければなりません。</p> <p>私たちは<u>市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚し、市民参加と情報共有により互いに住みやすい地域を協働でつくることを自治の基本理念とし、自治の更なる発展のために小諸市自治基本条例を制定</u>します。</p>

3 私たちが暮らす小諸市は、雄大な浅間連峰を背景とし、千曲の清流をのぞみ、先人たちのたゆまぬ努力により、産業・交通・文化の中心都市として歴史を育んできました。

私たち市民と行政及び議会は、先人たちの業績を引き継ぎ、未来に大きな夢と願いをもち、「生きがい」「働きがい」「住みがい」のあるまちづくりを力強く前進することをめざします。

そのためには、主権者である市民一人ひとりが、自然と文化あふれる郷土小諸市を愛し、誇りを持ち、市民活動に参加し、自治意識を高めることが何よりも大切です。

さらに、市民の健康と福祉増進を本旨とする行政は、市民一人ひとりの人権を尊重し、恒久的な平和と環境を大切にする社会をめざし、市民への情報公開と市民参加で、市民の要求や意見に基づいた協働のまちづくりを基本にした市政運営が求められます。

ここに、私たち市民と行政及び議会は、市民学習会、市民会議、ワーキンググループ、パブリックコメント、市民フォーラムなどを開催し意見をかわし、憲法に定められた原則を守り、小諸市における市民自治・行政自治の進め方を明らかにした「小諸市自治基本条例」を制定します。

4 北には雄大な浅間連峰、南には御牧ヶ原台地や清く流れる千曲川など四季折々の豊かな自然は、私達の心のやすらぎと活力を与えてくれる宝物です。

また、先人が築かれた歴史と文化は私達市民の人づくりに役立つ大切な宝物です。この誇れる宝物を未来へ繋げるために、私達市民は小諸市民憲章の理念である私たちの手で「生きがい」「働きがい」「住みがい」のあるまちづくりをしましょうと努めてきました。

時代とともに分権社会や少子高齢社会を迎え、ますます市民と市との共同参画の必要性は不可欠です。

市民のために、小諸市のためになにが最高かを見極め、市民が主体となって協働のまちづくりを推進するために自治基本条例を制定します。

5 わたくしたちの住む小諸市は、素晴らしい自然や風景に恵まれ、地域の風土に育まれた伝統や文化に支えられた、暮らしやすい町として知られ、歴史的にも詩情と浪漫あふれる高原の城下町です。

わたしたちは、これまで協力し、互いに助け合い、特色ある地域活動やまちづくりを実践してきました。現在、少子高齢化社会、地域分権型社会になり、まちづくりに市民が進んで参加する時代となってきています。わたくしたちは、市民として行政と協働して、市民主体の住みよいまちづくりを推進するため、ここに新たな自治の仕組みを定める自治基本条例を制定します。

6 「市民憲章」及び「総合計画」とも整合させ、基本的事項を掲げる。

豊かな自然と歴史環境を守り、安全・安心な活力あるまちづくりのため、次に掲げる事項を基本に推進します。

一、全ての市民が安全で健康的に暮らせるまちづくり

一、豊かな自然環境を守り、歴史と文化を育むまちづくり

一、市民の積極的参加による、活力あるまちづくり

7・小諸の豊かな自然と、独自の文化、歴史を大切に、協働によって魅力あるまちづくり、住みよいまちづくりを推進していく。

・市民の基本的人権が尊重されるまちであること。

・子どもたちが、個性を尊重されて、十分な教育を受け、健やかに、心豊かに成長できるまちづくり

・それぞれの働き場があって、活力あるまちづくり。

・安心して天寿を全うできる町であること。この町に生まれてよかった、にとどまらず、この町で安心して余生を穏やかに過ごせてよかったと思えるまちづくり。

・市民と市がそれぞれの立場を尊重し、市民がいきいき喜んで参画できる協働のまちづくり。

目 的

ワーキンググループ及び委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p data-bbox="143 268 658 300">第2回ワーキンググループでの確認</p> <p data-bbox="120 316 1205 352">・ <u>小諸市の自治の進め方を明らかにし、住みやすい地域を住民参加でつくる。</u></p> <p data-bbox="143 411 367 443">委員からの意見</p> <p data-bbox="120 459 1205 592">1 <u>憲法に定める地方自治の本旨に基づき、小諸市の自治の進め方を定め、市民活動が盛んな暮らしやすいまちづくりを、市民と行政及び議会の協働で実現することを目的とします。</u></p> <p data-bbox="120 608 1205 783">2 <u>小諸市の自治の基本原則並びにまちづくりに関する市民・市議会及び市の執行機関等の役割を明らかにするとともに、市政運営の基本的な指針を定めることにより、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的とする。</u></p> <p data-bbox="120 799 1205 1023">3 <u>この条例は前文に掲げた自治の基本理念にのっとり、小諸市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の役割及び責務を明らかにするとともに、市政に関する基本原則を定め、自治の進展を図り、すべての市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とします。</u></p>	<p data-bbox="1240 268 1352 300">(目的)</p> <p data-bbox="1240 316 2092 544">第 条 この条例は、小諸市の自治の基本原則並びにまちづくりに関わる(市民、市議会及び市の執行機関)の役割や責任を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを協働して推進し、自治の更なる発展をめざすことを目的とします。</p>

条例の位置づけ

ワーキンググループ及び委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>第2回ワーキンググループでの確認 他の小諸市の条例に優位する<u>最高規範性を確保する</u>。</p> <p>委員からの意見</p> <p>1 この条例は、自治及び市政に関する基本的な原則を定めた<u>最高規範</u>であり、市民および関係する各種機関・団体等は、<u>本条例を誠実に遵守するもの</u>とします。 市は、条例・規則等の制定・改廃及び実施にあたっては、<u>本条例に定める事項との整合を図るもの</u>とします。</p> <p>2 この条例は、小諸市の自治の推進にあたり、<u>この条例との整合を図り、誠実に遵守しなければならない小諸市の最高規範</u>です。 市民・行政及び議会は、協働のまちづくりを通して<u>この条例の検証</u>を行い、さらに充実させ、小諸市の発展をめざします。</p>	<p>(条例の位置づけ)</p> <p>第 条 この条例は、自治及び市政に関する最高規範であり、(市民、市議会及び市の執行機関)は、誠実にこれを遵守するものとします。</p> <p>2 小諸市の他の条例、規則等を制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。</p> <p>3 小諸市の基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。</p>

【参考：条例の位置づけ】最高規範と規定していない他市町村の自治基本条例

条例名	施行日	市町村名	規定内容
苫小牧市自治基本条例	H18.12.21	苫小牧市	(条例の位置付け) 第28条 市は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならない。 2 市は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、及びこれらの条例と他の条例等とを体系的に整備するよう努めなければならない。
宮古市自治基本条例	H19.7.2	宮古市	(最高規範性) 第2条 この条例は、他の条例に優先するものとし、他の条例、規則等を制定、改廃する際には、この条例の内容を最大限尊重しなければならない。
中野区自治基本条例	H17.3.27	中野区	第5章 条例の位置付け 第18条 この条例は、区政の基本となる事項を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。
平塚市自治基本条例	H18.10.1	平塚市	(条例の位置付け) 第2条 この条例は、平塚市(以下「市」といいます。)の自治の基本を定める規範であり、市の他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。
岐阜市住民自治基本条例	H19.3.30	岐阜市	(条例の位置付け) 第3条 この条例は、まちづくりの基本となる住民自治について定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとする。2 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、適切に運用されなければならない。
京丹後市まちづくり基本条例	H19.12.21	京丹後市	(条例の位置付け) 第3条 市は、他の条例、規則等によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 2 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)並びにまちづくりに関するその他の計画は、この条例に沿って策定されなければならない。

基本原則

ワーキンググループ及び委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>第2回ワーキンググループでの確認</p> <p>・<u>人権の尊重・協働・情報共有・市政への参画の保障・各主体の自主性の尊重</u></p> <p>委員からの意見</p> <p>・無関心層を戒め、市民全体が積極的に参加・協働することを基本</p> <p>1 (市民主体の原則)</p> <p>市民が主体となり、よりよいまちづくりのため、積極的に自治活動を推進する。</p> <p>(<u>情報共有の原則</u>)</p> <p>市民と市は、市政に関するあらゆる情報を共有財産とし、各種自治活動に活用する。</p> <p>(<u>協働の原則</u>)</p> <p>市民と市並びに各種団体・機関は、よりよいまちづくりのため、積極的に参加・協働して自治活動を推進する。</p> <p>2 (基本理念・原則)</p> <p>この条例の目的を達成するため、市民と行政及び議会は、次に掲げる基本理念・原則に基づき協働のまちづくりを進めます。</p> <p>(1) <u>子どもたちをはじめ市民一人ひとりの人権を尊重し、まちづくりへの自主的な参加を保障</u>します。</p> <p>(2) <u>情報公開を進め、市民・行政・議会は情報を共有し自治意識を高めます。</u></p> <p>(3) <u>市民は自ら行動し意見や提案を行い、行政及び議会は市民の意見や願いを大切にし、民主的な自治を進めます。</u></p> <p>(4) <u>協働のまちづくりの取り組みを常に評価し、平和で安心・安全な郷土を将来に引き継ぎます。</u></p> <p>(5) <u>小諸市を支える人材を育み、自然・文化・産業などあらゆる資源を生かし、心と暮らしの豊かさを求めます。</u></p> <p>(6) <u>小諸市は、国・県及び近隣自治体と対等の立場で協議・協力していきます。</u></p>	<p>(自治の基本原則)</p> <p>第 条 次に掲げる基本原則により自治を行ないます。</p> <p>(1) 市民主体の原則 市民は、市民一人ひとりが主体であることを自覚し、互いを尊重しながらまちづくりを進めます。</p> <p>(2) 参加と協働の原則 (市民、市議会及び市の執行機関)は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。</p> <p>(3) 情報共有の原則 (市民、市議会及び市の執行機関)は、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。</p>

2. 各主体の権利・責務・役割等

(1) 市民

市民の定義

市内に居住する（住民登録のある）人のほか、様々な形で小諸市に関わる全ての人が協力により、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていく必要があるため、広く定義する「市民」が必要です。

一方、市民会議の中でも意見が出されています「自治会（区）」への参加や住民投票を考える場合には、限定された「市民（住民）」も定義する必要があります。

【市民の定義のポイント】

- ・市民の権利や役割、責務の対象となる範囲から
 - ア．小諸市に居住し、住民票登録がある者
 - イ．小諸市に居住し、住民票登録がない者
 - ウ．市内で就業する者
 - エ．市内で就学する者
 - オ．市内に事業所を有する法人、その他団体
 - カ．小諸市と利害関係がある人、団体

など

市民の権利

自治を推進していく主体として「市民」自らが行使することができる権利を規定します。

（参考：地方自治法による権利）

- ・役務の提供を等しく受ける権利
- ・選挙に参加する権利

市民の責務・役割

権利を行使することに伴い発生する責務や役割を、市民自ら確認する意味も含めて規定します。

先行自治体の条例から、主に次の2つ大別され規定されています。

- ・自治の主体であることを認識、自覚すること
- ・自治の主体として行動、努力すること

市 民

	市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
定義	<p>【市民会議等での意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>住民票がある狭義の市民、住民票がなくとも小諸市と接点がある広義の市民（准市民）</u>を分ける必要がある。 ・ 准市民にも小諸市の<u>ルールの尊重等、緩やかな協力を求める必要がある。</u> ・ <u>納税義務、住民票の有無など明確な基準により定義付けるべき。</u> <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>市内に住み、市内で働き、市内で学ぶ者並びに事業を営む者又は活動する団体等を</u>いいます。 2 <u>市内に住所を有する人とし、「市民等」とした場合は、市内で働き・学び、もしくは活動する人が市政・自治に関係する者を含めることと</u>します。（広義的には、「市」以外のものを総括して表現します。） 	<p>市民 本市の区域内に住所を有する人のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。</p> <p>住民 本市の区域内に住所を有する人をいいます。</p>
権利	<p>【市民会議等での意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>問題解決の検討の場に市民が参加できるようにしておく。</u> ・ <u>情報公開を請求する権利</u>を有する。 ・ <u>地域や行政の情報を共有する権利。</u> <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ・市民は、<u>まちづくりの主体として、市政に参加する権利</u>を有します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、市政に関する<u>情報を知る権利</u>を有します。 2 ・政策形成過程から、<u>まちづくりに参加する権利</u>。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の行政情報を知る権利。 ・ <u>まちづくりの提案を行なう権利</u>。 	<p>（市民の権利）</p> <p>第 条 市民は、市政及びまちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 市民は、市政及びまちづくりに関する情報を知る権利を有します。</p>

<p>責務 役割</p>	<p>【市民会議等での意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>区の活動への参加を規定したい。</u> ・ 市民は<u>自治会に入ることが基本</u>というような内容の盛り込み。 ・ 地域の一員としての<u>自覚を持ち、市政やコミュニティ活動に協力、参加する。</u> ・ <u>自分でできることは自分で行なう。</u> ・ <u>発言に責任を持つ（行動を伴う）。</u> ・ <u>若者の自覚を促す「若者の責務」の規定。</u> ・ 自分たちでできる<u>身近な生活課題の解決。</u> ・ <u>情報を積極的に取得し、自らの問題として考える責務。</u> ・ 市への<u>積極的な問題提起。</u> ・ <u>公共に関心を高め、積極的に協働に参加する。</u> <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、<u>まちづくりの主体として、市政に関わる情報を的確にキャッチし、市並びに自治会等と協働して地域社会の発展に努めるもの</u>とします。 ・ 市民は、<u>互いの活動を尊重し、自らの行動と発言に責任を持つもの</u>とします。 <p>2 市政への関心を高めるものにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>まちづくりの主体として参画し、自らの発言と行動に責任を持つ。</u> 	<p>（市民の役割）</p> <p>第 条 市民は、互いに住みやすい地域社会を実現するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民は、市政及びまちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任をもつものとします。</p>
------------------	---	---